

我孫子第一小学校 いじめ対策基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) 我孫子第一小学校のいじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

（平成30年3月14日改定 文部科学省「いじめ防止対策推進法」による定義に同じ）

(2) いじめの禁止

学校及び教職員は児童のいじめを許してはならない。

(3) 学校及び職員の責務 全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

* 基本方針は必要に応じて見直し検討を行うものとする。（PDCA サイクル）

2. いじめ未然防止のための措置

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの推進

- ①いじめられている児童については、学校が徹底して守り通す。学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ②いじめの傍観者とならないよういじめについて相談することの重要性（いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」）について児童に指導を行う。
- ③いじめる児童に対しては、警察・関係機関等との連携も含め、毅然とした指導が必要であることを全教職員が認識するとともに、その姿勢を日頃から示す。
- ④教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長するということを念頭に置き、指導を行う。
- ⑤過度な競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等により、いじめを誘発するということを理解した上で指導を行う。

（２）生徒指導の実践上の４つの視点を生かした授業の推進

積極的な生徒指導を進めるに当たって、中核となる生徒指導の実践上の４つの視点、すなわち「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を踏まえ、教材研究に取り組み日々実践する。

（３）ソーシャルスキルトレーニング、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の推進

①いのちを大切にするキャンペーン

学年ごとに各学年の実態に応じて、発達段階に合わせたソーシャルスキルトレーニングを行う。

②豊かな人間関係を築くための教職員研修会

研修会の中で学んだ、豊かな人間関係づくりを築くための実践プログラム（ピア・サポート）等を各学級で行う。

（４）人とつながる喜びを味わう体験活動の推進

①学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の充実

②ゆめ・仕事びったり体験

（５）いじめ防止のための研修

- ①いじめの定義やいじめ防止の手だてを共通理解する。
- ②全教職員のいじめを許さないとの意識の高揚を図る。

3. いじめ早期発見，早期対応のための措置いじめ早期発見のために，様々な手段を講じる。

- ①我孫子市いじめアンケート（年２回）
- ②Q-U の活用（年２回）
- ③いのちを大切にするキャンペーンの実施
- ④教育相談の実施
- ⑤心のポストの設置
- ⑥心の相談室の設置
- ⑦校内体制の組織化

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

- ①生徒指導部会
- ②いじめ防止対策委員会（第三者を入れて）

<構成員>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，当該学年教職員，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，心の教室相談員，学校人権推進主任，第三者（福祉や心理の専門的な知識を有する者）我孫子市教育委員会教育相談センター

5. いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	行事	その他
4 月	学級活動 (学級開き)		教育相談	1 年生を迎える会 委員会活動	入学式	学級懇談会 いのちを大切に するキ ャンペーン
5 月	道徳 (善悪の判断・勇気)			委員会活動	運動会	
6 月	学級活動 (いじめについての学 年集会・生活上の諸 問題についての話し合 い)	Q-U 検査 いじめアンケ ート		児童代表委 員会 (生活 上の諸問題に ついて) 委員 会活動		
7 月	道徳 (思いやり・親切)		教育相談	委員会活動		
9 月	道徳 (生命の尊重)			委員会活動	修学旅行 校外学習	

10 月	生活科・総合的な学習の時間 (異学年交流)			委員会活動	市内音楽発表会 市内陸上競技大会 一小音楽祭 林間学校	
11 月	道徳 (信頼・友情, 男女の協力)	いじめアンケート Q-U 検査	教育相談	委員会活動	持久走大会	
12 月	道徳 (正直・誠実, 明朗)			委員会活動		
1 月	学級活動 (生活上の諸問題についての話し合い)		教育相談	児童代表委員会(生活上の諸問題について)委員会活動	校内書き初め大会	

2 月	学級活動 「いのち・こころ・からだ」の 学習 (自他の違いを認め る・自己肯定感を高め る)			6 年生を送る 会委員会活 動		学級懇談 会
3 月	道徳 (公正・公平, 正義)			委員会活動	卒業式	

6. いじめに対する措置

(1) いじめ認知後の流れ

※必ず記録をとる。「いじめ対応記録書」

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめられた児童の安全を確保する。その上で、被害者を徹底して守り抜くということを基に、事実や今後の指導について、保護者と協議する。さらに、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告・協議を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童の安全を確保するために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④いじめの円滑な解消のため、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、関係保護者、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑥いじめ加害者が被害者通報者に圧力（物理的，精神的）を掛けることを防止する。

⑦いじめの加害・被害という二者関係だけでなく。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に関しても指導を行う。

（２）重大事態発生時の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を，我孫子市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記組織の決定に従い，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤上記調査結果を踏まえた適切な処置を当該児童らに講ずる。

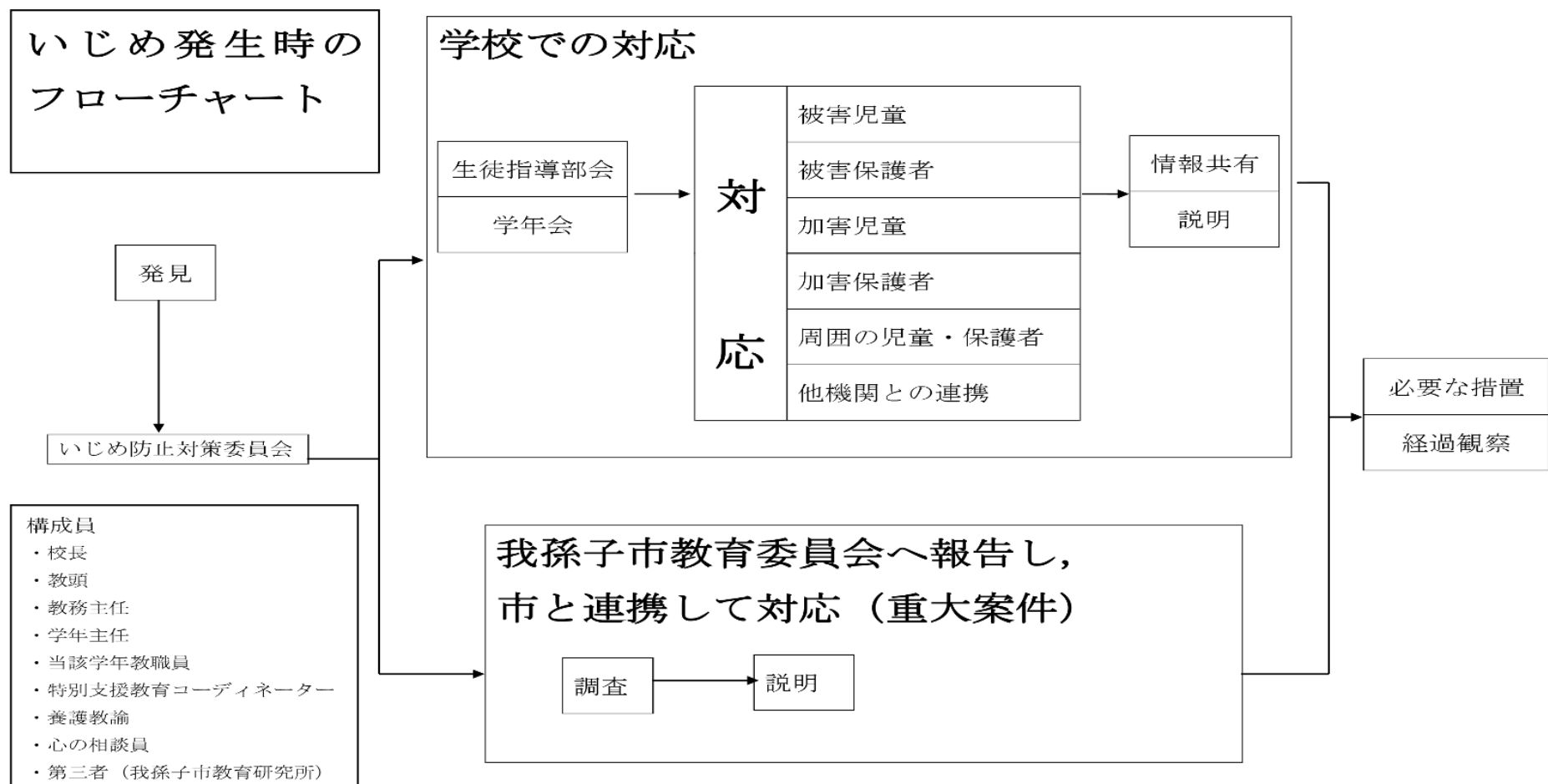
⑥教育委員会に「いじめ重大事態結果報告書」を提出する。

7．公表，点検，評価等について

①学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに，その内容を必ず入学時・年度初め等，様々な機会を活用して児童，保護者，関係機関等に説明する。

②年度毎にいじめに関する調査や分析を行い，これに基づいた対応を行う。

③年度毎にいじめ問題への取り組みや対応結果について，学校評価の評価項目に設定する。



構成員

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・学年主当該学年教職員
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・養護教諭
- ・心の教室相談員